

2 (3)について、療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

- 難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要なもの

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- イ 日中においては1ユニット毎に常時1人以上の看護職員又は介護職員を置くこと。
- ※ 2ユニット毎に1人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準（注1）で減算。
- ロ ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

- イ 診療所療養病床療養環境減算 (I) 50 単位
- ロ 診療所療養病床療養環境減算 (II) 90 単位

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

- イ 診療所療養病床療養環境減算 (I) 60 単位
- ロ 診療所療養病床療養環境減算 (II) 100 単位

※ 上記減算及び当該減算に係る経過措置について、イに係るものは平成20年3月末をもって、ロに係るものは平成19年3月末をもって廃止する。

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

4 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室を利用している者であって、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室を利用するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、診療所療養病床短期入所療養介護費 (I) 又は診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) を支給する場合は、当分の間、それぞれ、診療所療養病床短期入所療養介護費 (I) の診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii) 又は診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) の診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii) を算定する。

5 平成 17 年 10 月 1 日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、診療所療養病床短期入所療養介護費 (I) 又は診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) を支給する場合は、それぞれ、診療所療養病床短期入所療養介護費 (I) の診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii) 又は診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) の診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1 の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注 1 の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

6 次のいずれかに該当する者に対して、診療所療養病床短期入所療養介護費 (I) 又は診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) を支給する場合は、それぞれ、診療所療養病床短期入所療養介護費 (I) の診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii) 又は診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) の診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii) を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

7 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1 の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注 1 の規定による届出があったものとみなす。

8 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12 単位
- (二) 栄養士配置加算 10 単位

注 1 (一)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(4) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

- (一) 管理栄養士配置加算 12 単位
- (二) 栄養士配置加算 10 単位

注 1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

- イ 栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する予防短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
イ 他の指定短期入所療養介護事業所等と連携し、緊急に指定短期

(5) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1) 看護:介護 6:1 4:1

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)

i 要支援	842 単位
ii 要介護 1	885 単位
iii 要介護 2	956 単位

入所サービスを受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。

□ サービスの質の確保を目的として、指定居宅介護支援事業者等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

○ 介護者の疾病その他のやむを得ない理由により、介護者の介護を受けることができない利用者

(7) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定する。

※ 特定診療費に係る指導管理等及び単位数の改正内容は以下のとおり。(詳細は別紙 4)

○ 短期入所療養介護におけるリハビリテーションについて、理学療法 (I)、作業療法 (I)、言語聴覚療法 (I) を廃止し、報酬区分を見直す。

○ リハビリテーション体制強化加算を創設する。

○ 介護栄養食事指導を廃止する。

二 老人性認知症疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学病院等>看護:介護 3:1 6:1

a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>

i 経過的要介護	833 単位
ii 要介護 1	1,035 単位
iii 要介護 2	1,102 単位

iv 要介護 3	1,026 単位
v 要介護 4	1,097 単位
vi 要介護 5	1,167 単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援	973 単位
ii 要介護 1	1,016 単位
iii 要介護 2	1,087 単位
iv 要介護 3	1,157 単位
v 要介護 4	1,228 単位
vi 要介護 5	1,298 単位
(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) 看護:介護 6:1 5:1	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援	814 単位
ii 要介護 1	856 単位
iii 要介護 2	925 単位
iv 要介護 3	993 単位
v 要介護 4	1,062 単位
vi 要介護 5	1,130 単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援	945 単位
ii 要介護 1	987 単位
iii 要介護 2	1,056 単位
iv 要介護 3	1,124 単位
v 要介護 4	1,193 単位
vi 要介護 5	1,261 単位
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) 看護:介護 6:1 6:1	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援	798 単位
ii 要介護 1	840 単位
iii 要介護 2	907 単位
iv 要介護 3	974 単位
v 要介護 4	1,042 単位
vi 要介護 5	1,109 単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援	929 単位

iv 要介護 3	1,169 単位
v 要介護 4	1,237 単位
vi 要介護 5	1,304 単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i 経過的要介護	944 単位
ii 要介護 1	1,146 単位
iii 要介護 2	1,213 単位
iv 要介護 3	1,280 単位
v 要介護 4	1,348 単位
vi 要介護 5	1,415 単位
(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <一般病院>看護:介護 4:1 4:1	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i 経過的要介護	766 単位
ii 要介護 1	977 単位
iii 要介護 2	1,048 単位
iv 要介護 3	1,118 単位
v 要介護 4	1,189 単位
vi 要介護 5	1,259 単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i 経過的要介護	850 単位
ii 要介護 1	1,108 単位
iii 要介護 2	1,179 単位
iv 要介護 3	1,249 単位
v 要介護 4	1,320 単位
vi 要介護 5	1,390 単位
(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (III) <一般病院>看護:介護 4:1 5:1	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i 経過的要介護	743 単位
ii 要介護 1	948 単位
iii 要介護 2	1,017 単位
iv 要介護 3	1,085 単位
v 要介護 4	1,154 単位
vi 要介護 5	1,222 単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i 経過的要介護	827 単位

ii 要介護 1	971 単位
iii 要介護 2	1,038 単位
iv 要介護 3	1,105 単位
v 要介護 4	1,173 単位
vi 要介護 5	1,240 単位

ii 要介護 1	1,079 単位
iii 要介護 2	1,148 単位
iv 要介護 3	1,216 単位
v 要介護 4	1,285 単位
vi 要介護 5	1,353 単位
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (IV) <一般病院>看護:介護 4:1 6:1	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i 経過的要介護	730 単位
ii 要介護 1	932 単位
iii 要介護 2	999 単位
iv 要介護 3	1,066 単位
v 要介護 4	1,134 単位
vi 要介護 5	1,201 単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i 経過的要介護	814 単位
ii 要介護 1	1,063 単位
iii 要介護 2	1,130 単位
iv 要介護 3	1,197 単位
v 要介護 4	1,265 単位
vi 要介護 5	1,332 単位
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (V) 経過措置型 (*) <一般病院>	
a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i 経過的要介護	668 単位
ii 要介護 1	870 単位
iii 要介護 2	937 単位
iv 要介護 3	1,004 単位
v 要介護 4	1,072 単位
vi 要介護 5	1,139 単位
b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i 経過的要介護	779 単位
ii 要介護 1	981 単位
iii 要介護 2	1,048 単位
iv 要介護 3	1,115 単位
v 要介護 4	1,183 単位
vi 要介護 5	1,250 単位

※ 当分の間、利用者数を4で除した数と5で除した数の差まで介護職員とすることができるもの。

(2) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)

a 要支援	861 単位
b 要介護 1	904 単位
c 要介護 2	975 単位
d 要介護 3	1,045 単位
e 要介護 4	1,116 単位
f 要介護 5	1,186 単位

(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (II)

a 要支援	861 単位
b 要介護 1	904 単位
c 要介護 2	975 単位
d 要介護 3	1,045 単位
e 要介護 4	1,116 単位
f 要介護 5	1,186 単位

(2) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) <大学病院等>

a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	
i 経過的要介護	946 単位
ii 要介護 1	1,149 単位
iii 要介護 2	1,216 単位
iv 要介護 3	1,283 単位
v 要介護 4	1,351 単位
vi 要介護 5	1,418 単位

b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>	
i 経過的要介護	946 単位
ii 要介護 1	1,149 単位
iii 要介護 2	1,216 単位
iv 要介護 3	1,283 単位
v 要介護 4	1,351 単位
vi 要介護 5	1,418 単位

(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) <一般病院>

a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	
i 経過的要介護	857 単位
ii 要介護 1	1,111 単位
iii 要介護 2	1,182 単位
iv 要介護 3	1,252 単位
v 要介護 4	1,323 単位
vi 要介護 5	1,393 単位

b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>	
i 経過的要介護	857 単位
ii 要介護 1	1,111 単位
iii 要介護 2	1,182 単位
iv 要介護 3	1,252 単位
v 要介護 4	1,323 単位
vi 要介護 5	1,393 単位

注1 老人性認知症疾患療養病棟（指定居宅サービス基準第142条第1項第4号に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(3) 特定認知症対応型短期入所療養介護費（1日につき）760単位

注1 (1)及び(2)について、老人性認知症疾患療養病棟（指定居宅サービス基準第142条第1項第4号に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。
○ 難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要なもの

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
イ 日中においては1ユニット毎に常時1人以上の看護職員又は介

2 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

3 平成17年9月30日において従来型個室を利用している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(III)を支給していた場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

4 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(III)を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

護職員を置くこと。

ロ ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(V)を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

6 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、認知症疾患型短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

- | | |
|---------------|------|
| (一) 管理栄養士配置加算 | 12単位 |
| (二) 栄養士配置加算 | 10単位 |

注1 (一)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、認知症疾患型短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

- | | |
|---------------|------|
| (一) 管理栄養士配置加算 | 12単位 |
| (二) 栄養士配置加算 | 10単位 |

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

- イ 栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する

指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 他の指定短期入所療養介護事業所等と連携し、緊急に指定短期入所サービスを受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。

ロ サービスの質の確保を目的として、指定居宅介護支援事業者等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

○ 介護者の疾病その他のやむを得ない理由により、介護者の介護を受けることができない利用者

(5) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(7) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所短期入所療養介護費 (I) (1日につき)	
(-) 要支援	513 単位
(二) 要介護 1	545 単位
(三) 要介護 2	588 単位
(四) 要介護 3	632 単位
(五) 要介護 4	676 単位
(六) 要介護 5	720 単位
(2) 基準適合診療所短期入所療養介護費 (II) (1日につき)	
(-) 要支援	644 単位

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所短期入所療養介護費 (I) (1日につき) (従来型個室)	
(-) 経過的要介護	411 単位
(二) 要介護 1	545 単位
(三) 要介護 2	588 単位
(四) 要介護 3	632 単位
(五) 要介護 4	676 単位
(六) 要介護 5	720 単位
(2) 基準適合診療所短期入所療養介護費 (II) (1日につき) (個室)	
(-) 経過的要介護	495 単位

(二) 要介護 1	676 単位
(三) 要介護 2	719 単位
(四) 要介護 3	763 単位
(五) 要介護 4	807 単位
(六) 要介護 5	851 単位

注 1 指定居宅サービス基準附則第 5 条第 3 項の規定により読み替えられた指定居宅サービス基準第 144 条に規定する基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

3 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室を利用している者であって、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室を利用するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、当分の間、基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

4 平成 17 年 10 月 1 日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

(二) 要介護 1	676 単位
(三) 要介護 2	719 単位
(四) 要介護 3	763 単位
(五) 要介護 4	807 単位
(六) 要介護 5	851 単位

(3) 特定基準適合診療所短期入所療養介護費（1日につき）760 単位

注 1 (1)について、指定居宅サービス基準附則第 5 条第 3 項の規定により読み替えられた指定居宅サービス基準第 144 条に規定する基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (2)について、指定居宅サービス基準附則第 5 条第 3 項の規定により読み替えられた指定居宅サービス基準第 144 条に規定する基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

4 次のいずれかに該当する者に対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。